

安城市公共施設照明設備LED化業務に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	「施工役割にあたる事業者について、請負区分（元請け、一次下請）、事業者名、所在地及び区分を明確にし、費用がどのように負担されるか記載すること」とあります。 元請け業者が一次下請に発注するに際し、留意する法令、条例等がございますでしょうか。	「仕様書 4 総則」に記載のとおりです。
2	「優先交渉権者は、各施設について現地調査を行ったうえで見積書を提出すること」とあります。企画提案書と現地調査後の見積金額に差異が発生し現地調査後の見積金額が高くなった場合、当該増額分を承認いただく基準・根拠はどのような項目になりますでしょうか。	見積金額に差異が発生した理由を確認し、「別表 予想されるリスクと責任分担」から判断いたします。
3	アスベスト含有調査を行っている施設、及び結果につきご教授ください。	アスベスト調査は行っていません。
4	維持管理業務において、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において「迅速かつ適切に修理・交換」とあります。 修理・交換後の原因調査において貴市に起因する事由で不具合が発生したことが判明した場合、当該費用は貴市に請求させていただいて宜しいでしょうか。	保証内容もご提案の一部とし、審査対象とさせていただきます。
5	「賃貸借期間終了後の器具一式は、現状有姿の状態で発注者へ引き渡すものとする」とあります。 本内容は、賃貸借期間満了後は貴市に無償譲渡するという認識で相違ないでしょうか。 この場合、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	賃貸借期間終了後の器具一式は、当市に無償譲渡するという認識で相違ございません。 また、固定資産税の認識はお見込みのとおりです。
6	「受注者は、賃貸借期間開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めること」とあります。 通常、動産総合保険は賃貸借期間開始日から適用されるため、賃貸借開始日より前に貴市に起因する事由で物件が破損した場合は貴市の費用負担となります。この認識で相違ないでしょうか。	仮使用期間中において、当市に起因する事由で物件が破損した場合の費用負担については、ご認識のとおりです。
7	本件、物件に対しては動産総合保険の付保を予定しておりますが万一、動産総合保険の対象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料金については別途協議するということで宜しいでしょうか。	ご質問の事象が発生した場合、別途協議させていただきます。
8	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害は受注者の責任となっています。 貴市に起因する理由で生じた損害については、貴市が負担するという認識で相違ないでしょうか。	照明器具等の設置後、仮使用にあたって引渡し前に工事目的物に関して生じた損害については、「別表 予想されるリスクと責任分担」に記載のとおりです。

9	本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。	受注者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、賃貸借開始日等につきましては別途協議を行います。 その際のペナルティーは発生しません。
10	入札/契約保証金は免除頂けますでしょうか。 当該項目につき記載が無い為、質問させていただきます。	安城市契約規則第32条により免除とします。
11	撤去する既存物件の所有権は貴市にあるという認識でよろしいでしょうか。	照明器具等の既存物件の所有権は当市という認識で相違ございません。
12	貴市が排出事業者として物件を処分するという認識で相違ございませんでしょうか。	建設業法における建設工事の元請け事業者が排出事業者となります。
13	前の質問（No.12）に関連し、排出事業者が受注者の場合、排出事業について、代表構成員が物件設置工事及び納品をあたらせる業者（構成員）に対して、貴市の廃棄物を下取りさせて、当該業者が排出事業者となる対応について許容いただけますでしょうか。	建設業法における建設工事の元請け事業者が排出事業者となりますので、排出事業者となる事業者は、関係法令を遵守し廃棄物を適正に処理してください。
14	参加資格要件を満たすと判断された応募者に様式7を通知とありますが、照明一覧表の精度はどの位なのか事前にサンプルを拝見する事は可能でしょうか。 一覧表の精度次第では、灯具選定に非常に時間がかかり、質問事項も多々発生し企画書提案書作成に不利益が発生致します。 事前に調査・設計を担当したコンサル会社、灯具メーカーはみえるのでしょうか。	「様式7 既設照明・提案照明一覧」は参加資格があると認められた者に提示します。 本業務の実施にあたり、事前の調査・設計業務委託等は発注していません。
15	提出書類一覧表、⑥で見積は可能な限り詳細に記載とありますが、各箇所の施工日程を計画する上で教室の施工条件、施工可能な時間、グラウンド内への高所作業車進入可能等参考出来る注意事項の一覧表等ありますか。	注意事項の一覧表等はありません。 教室をはじめ、各施設の施工条件、施工可能な時間等については、施設の休館日等を活用するなど、施設管理者と協議により決定することとします。 なお、グラウンド内への高所作業車の侵入については、施設管理者と協議のうえ可能とします。
16	事業者名、所在地等を明確にとありますが、それは地元事業様の事を明確にするという認識でよろしいでしょうか。	地元事業者等の活用について確認するため、事業者名、所在地等を明確にしてください。

17	費用負担を記載とありますが、地元事業者様に事前訪問を実施し、事業分担・施工単価・施工工程の調整を実施しなさいの認識でよろしいでしょうか。 しかし、地元事業者様との面談日程調整をするには期限が大変厳しいと思いますが、市役所様から、事前に地元事業者様への事業協力の要請はされている認識でよろしいでしょうか。	事前訪問、事業分担・施工単価・施工工程の調整については、提案者の判断により実施してください。 地元事業者へ事業協力の要請はしていません。
18	地元事業者活用で、地元事業者様が競合グループで施工役割をされる場合でも、一次下請で採用する事は可能でしょうか。 一般的には同じ工事入札で、入札に参加した事業者を下請採用するのは違反になりますが大丈夫なのでしょうか。	一次下請けで採用することについて、制限はいたしません。
19	地元事業者活用で、審査会の結果前の段階では地元事業者様が協力が出来ないが、結果次第で協力は出来ると返答を頂いた場合でも、事業者様を明確に記入しても構わないでしょうか。その際、工事金額等は想定金額の記載になりますが、よろしいでしょうか。	提案者の判断により、構成員等との必要な調整を実施したうえで提案をしてください。なお、原則提出された企画提案書等に記載されている事業者を変更することは認めません。
20	最低見積価格とありますが、コストの適性の判断基準は建設物価による積算が基準である認識でよろしいでしょうか。 それとも、貴市様の積算基準の資料等があれば、御教授願います。	最低見積価格は、すべての提案者が提示する見積価格のうち最も低い見積価格のことを指します。 価格点をつけるにあたり、見積価格の安い方が高得点になるような計算方式にしています。
21	既存器具が監視制御装置と連動している場合は連動制御できるようにすることとあるが、保証の観点から基本的に既設と同一メーカーを採用する必要があるかと思うが、現場を確認させて頂くことはできますでしょうか。	提案時において、監視制御装置と同一メーカーを採用する必要はありません。現場調査によって、互換性がない等の理由により、同一メーカーを採用する必要があることが判明した場合は協議します。 提案時における現場の確認はできません。
22	色温度及び平均演色評価数(Ra)は既存の照明器具と同等とすることとありますが、現場ですべてを確認する必要がありますでしょうか。	色温度及び平均演色評価数の確認は、発注者と事前に協議を行い実施することとします。
23	非常用の照明装置については、床面において2 lx以上確保することとありますが、改めて各部屋で2 lx以上確保できているか検証する必要がありますでしょうか。	「仕様書 6 器具更新作業に関する業務内容（3）施工仕様 ウ 施工（タ）」に記載のとおりです。
24	仕様書 9 賃貸借期間終了後の器具の取扱いに「賃貸借期間終了後の器具一式は、現状有姿の状態で発注者へ引き渡すものとする。」とありますので、固定資産税は免除の認識で宜しいですか。	No 5 と同じ。
25	万一、メーカー側の生産状況等により納期が間に合わない場合には、別途協議を頂くことは可能でしょうか。その際のペナルティーはありますか。	No 9 と同じ。

26	契約書について、弊社の書式を使用することでよろしいでしょうか。貴市の書式を使用の場合契約書案を開示頂けますか？	契約書は、市公式ウェブサイトに掲載されている契約規則及び各種約款を参考に、優先交渉権者決定後に双方協議のうえ作成します。
27	提案書には社名など提案者を特定できる名称を使用してもよろしいですか？	「実施要領 7 企画提案書等の作成及び提出方法等（５）企画提案書の内容 ア 事業者の体制」より、提案書類には事業者名を記載していただきます。そのため、提案書においても、社名、所在地、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示がされていても問題ありません。
28	提出する資料、書類は全て捺印不要という認識でよろしいですか？	提出書類のうち、見積書には押印が必要です。
29	入札保証金・契約保証金は不要の認識でよろしいですか？	No10と同じ。
30	様式 7「既設照明・提案照明一覧」についてどのような項目が記載されているのか教えてください。	「実施要領 1 業務概要（５）照明器具の種類及び数量」のとおりです。
31	削減電気料金、CO2 排出削減量を算出するために各施設の一日あたりの照明点灯時間、年間施設利用日数をお教えてください。	「様式 7 既設照明・提案照明一覧」に記載します。
32	犯罪収益移転防止法の対象となる契約のため、ご担当者様の本人確認書類確認にご協力頂けますか。	協力いたします。
33	対象施設の内、学校以外の施設で機器の設置に際して足場を組む必要が有る施設があれば教えてください。	「様式 7 既設照明・提案照明一覧」に器具高さを記載しておりますので、その情報から足場の要否を検討ください。
34	養生について、フロアに影響がないよう適切に行いますが、指定の養生方法があればご教授いただけますでしょうか。	養生については、施設管理者と協議のうえ実施してください。
35	仕様書 6（２）LED 照明器具の仕様ア構造・規格等（シ）オートリフターの数量を事前に示して頂くことはできますか？	「様式 7 既設照明・提案照明一覧」に記載します。
36	仕様書 6（３）施工仕様ウ施工（ケ）「本契約の賃貸借物品であることを表記したラベルを貼り付ける」とありますが器具のサイズによっては貼付不可の器具も有ります。この場合は器具にパッチシール等を貼付し、かつリース期間等の情報を台帳等で管理できる体制を整えるとの理解で宜しいですか。また、ラベルデザインの指定はありますか。	お見込みのとおりです。 また、ラベルデザインに指定はございません。
37	仕様書 6（３）施工仕様ウ施工（ソ）について、劣化の判断基準はどのように行えば宜しいですか？また、交換費用については提案金額とは別に費用を別途協議とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	優先交渉権者決定後の現地調査にて確認していただき、交換等の判断は別途協議いたします。なお、交換費用は別途協議とするため、提案段階では既設流用できるものとして積算してください。

38	仕様書 6 (3) 施工仕様ウ施工 (ツ) PCB が含まれる可能性のある安定器を把握したいのですが、昭和 52 年 3 月以前の建物情報、または建物改修の情報がありますか。	「別紙 1 対象施設一覧」のうち、昭和52年3月以前に建設された建物が存在する施設は以下のとおりです。 2 市民会館 26 安城中部小学校 27 安城西部小学校 28 安城東部小学校 30 高棚小学校 33 作野小学校 34 丈山小学校 35 二本木小学校 37 桜町小学校 40 安城南中学校 59 みその保育園 60 桜井保育園 84 あんぱ〜く 126 大山田東住宅 225 北部浄水場
39	本事業は事業予算から鑑みて発注金額が四千五百万円以上の事業となることが想定されるため、施工役割企業は建設業法に基づき特定建設業許可の企業であるという認識で宜しいでしょうか。	建設業法に定められた適切な建設業許可を受けた企業としてください。
40	仕様書 6 (3) 施工仕様ウ施工 (テ) 「アスベスト含有のおそれがある既設天井ボードに開口を設ける必要がある場合は、アスベストを含有するとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行なったうえ適切な方法で作業を行うこと」とありますが、調査費、排出される廃棄物の処分費などの費用については別途費用を頂けるという認識で宜しいですか。	調査費については、受注者の負担とします。排出される廃棄物の処分費などの費用については、お見込みのとおりです。
41	本事業は 3 年間の施工期間、10 年間の維持管理期間に渡っての長期事業となりますが、施工期間中、維持管理期間中の材料費、労務費などの物価上昇については別途協議という認識で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
42	仕様書 6 (2) 既存の照明器具について改善要望等があった場合協議とありますが、提案時に改善要望等をご教授していただくことは可能でしょうか。	改善要望は、現地調査を実施する際に施設管理者から確認いただき、別途協議とします。
43	仕様書 6 (4) 賃貸借業務 (カ) 消防検査費は施工後引き渡し前の消防検査費という認識で宜しいですか。	お見込みのとおりです。
44	実施要領 8 優先交渉権者の選定 (1) 選定委員会について委員長の環境部長以外の評価者について開示をお願いします。	委員長の環境部長以外の評価者については公開いたしません。

45	仕様書 6 (2) ア (ケ) (コ) 既存各機器と取り付ける新品器具 (同メーカー) との互換性が合わないときは、発注者との協議によると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	仕様書 6 (2) イ 性能等 (イ) 外部に・・・耐食性を有すること。について、この場合の指し示す者は、防錆製と考えるとよいでしょうか。又、気象条件下以外によるものは、発注者協議として考えるとよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	仕様書 6 (2) ウ (イ) 所轄消防と協議の場合、発注者も同席可能と考えるとよいでしょうか。又、改善指摘について本工事外の物は、当該工事別途もしくは発注者協議となるのかご教授願います。	所轄消防と協議の場合の発注者の同席は必要に応じて可能とします。 本工事外の物の改善指摘については、別途協議とします。